

盛岡市市税条例について

令和3年3月25日

財 政 部

1 改正の趣旨

現在、第204回通常国会において審議中の「地方税法等の一部を改正する法律案」について、可決、成立し公布された際に、盛岡市市税条例の一部を改正する必要があることから、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づく専決処分により改正を予定するものである。

2 改正の内容

(1) 個人市民税関係

ア 住宅借入金等特別税額控除について、令和3年12月31日までとしている入居期限を1年延長する等の措置を講ずる。

イ 源泉徴収関係書類の電子提出に係る税務署長の承認を不要とする。

(2) 固定資産税・都市計画税関係

ア 土地の評価替えに伴う税負担の緩和措置の適用期限を令和6年3月31日まで延長する。

イ 令和3年度に限り、評価替えにより課税標準額が増加する土地について、令和2年度の課税標準額に据え置く措置を講ずる。

(3) 軽自動車税関係

ア 軽自動車税の環境性能割について、2030年度燃費基準の下で税率区分が見直されることに伴う必要な規定の整備を行う。

イ 軽自動車税の環境性能割の税率を1%軽減する特例措置の適用期限を9箇月延長し、令和3年12月31日までに取得したものを対象とする。

ウ 軽自動車税の種別割について、令和3年4月1日から令和5年3月31日までに新車登録された営業用乗用車及び軽貨物自動車において、一定の環境性能を有する場合は軽減措置の適用を2年間延長し、登録された翌年度に限り軽減税率を適用する。

(4) その他

法令等の改正に伴う必要な規定の整備を行う。

3 施行期日

令和3年4月1日